

# 「成年の子」の生活資料に関する認定基準額の改定について

【別紙3】

## I 検討の背景

- 恩給法は、成年の子について、増加恩給の扶養家族(第65条第3項)、扶助料の受給者(第74条)及び公務関係扶助料の扶養遺族(第75条第3項)としての要件をそれぞれ「生活資料ヲ得ルノ途ナキ(トキ)」と規定。
- その認定について、基準額を審査基準として定めており、必要に応じて基準額を改定。現行の基準額(260万円)は平成26年3月に設定。
- 令和元年5月に平成25年～30年の家計調査結果に基づき検討を行った結果、基準額(260万円)は据置き。
- 令和元年5月の改定時に「令和6年4月1日以降に社会経済情勢等を総合的に勘案しつつ改定の検討を行い、適切な措置を講じるものとする」としていることから、今回検討を行うもの。

## II 家計調査の状況

総務省統計局の家計調査における2人以上の「無職世帯」、「世帯主が60歳以上の無職世帯」及び「世帯主が65歳以上の無職世帯」の1か月の実収入を年収に換算すると、直近5年間の平均値は下表のとおりとなった。

	今回(令和元年～5年結果平均)	【参考】前回(平成25年～30年結果平均)
無職世帯	25.0万円×12=300万円	20.9万円×12=251万円
世帯主が60歳以上の無職世帯	25.1万円×12=301万円	21.1万円×12=253万円
世帯主が65歳以上の無職世帯	25.3万円×12=304万円	21.3万円×12=256万円

※ 家計調査の用語の解説によれば、無職世帯とは「世帯主が無職である世帯をいう。例えば年金、恩給、仕送り金、保険金、財産収入等により家計を営んでいる世帯をいう」と、実収入とは「いわゆる税込み収入であり、世帯員全員の現金収入を合計したもの」とされている。

## III 改定の要否

認定基準額は、以下を考慮し、**300万円に改定する。その適用時期は、令和6年7月1日からとする。**

- ① 令和元年～5年の家計調査結果によれば、「**無職世帯**」、「**世帯主が60歳以上の無職世帯**」及び「**世帯主が65歳以上の無職世帯**」の**1年間の実収入は300万円程度**であること。
- ② 国民年金等の公的年金収入は、近年増加傾向にあること。

## IV 今後の対応

- 社会経済情勢等を総合的に勘案し、改定の要否を検討。

## (参考) 参照条文

○行政手続法(平成5年法律第88号)(抄)

(審査基準)

第五条 行政庁は、審査基準を定めるものとする。

2・3 (略)

○恩給法(大正12年法律第48号)(抄)

第六十五条 (略)

② (略)

③ 前項ノ扶養家族トハ増加恩給ヲ受クル者ノ退職当時ヨリ引続キ之ニ依リ生計ヲ維持シ 又ハ之ト生計ヲ共ニスル祖父母、父母、未成年ノ子及重度障害ノ状態ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキ成年ノ子ヲ謂フ

④~⑥ (略)

第七十四条 成年ノ子ハ公務員ノ死亡ノ当時ヨリ重度障害ノ状態ニ在リ且生活資料ヲ得ルノ途ナキトキニ限り 之ニ扶助料ヲ給ス

第七十五条 (略)

② (略)

③ 前項ノ扶養遺族トハ扶助料ヲ受クル者ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニスル公務員ノ祖父母、父母、未成年ノ子又ハ重度障害ノ状態ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキ成年ノ子ニシテ扶助料ヲ受クベキ要件ヲ具フルモノヲ謂フ